関西自然保護機構会報 13 (2)：103—116，1992

大阪府におけるニホンジカ保護運動

(1) 経緯と課題

立 澤 史 郎
(かもしかの会関西)

はじめに

ニホンジカ（*Cervus nippon* TEMMINCK; 以下シカ）は，生息域の縮小や分断などから各地で地域的絶滅が危惧されている（哺乳類分布調査科研グループ，1979；環境庁，1979)。近畿地方での本種の分布は淀川および大阪平野で南北に分けられるが，大阪平野の北を走る北摂山地はそのうちの北側，即ち北近畿分布域の南縁をなし，大阪府域では現在唯一のシカ生息地である（川道ら，1986)。標高800ｍまでの低山が連続する同山地は積雪日がほとんど無く，広葉樹林も点在ながら府下では比較的多く残存し（布谷，1983，他)，基本的にシカの生息地として好適な条件を備えている。しかしこの府下最後の生息地も既に三地域に分断され（図１)，虫喰い的に進む宅地開発等のため少数個体の隔離が各地で起こっている（川道・立澤，1989；他)。更には植林地の増加に伴って植林木への加害も社会問題化し（立澤，1986a，他)，個体群の動態がよく把握されないままにオスジカの狩猟が解禁され現在に至っている。

このような状況で，大阪府において「北摂のシカ」はここ十数年来保護運動の対象となり，市民やマスコミの関心も多く集めてきた。それにも関わらず保護管理や運動上の問題点の整理はほとんど行われず，それらの経緯や生息状況についての誤解も少なからず生じている。そこで今後の北摂山地における野生動物の保護と管理に関する議論の一助としたく，これまでに関わってきた団体や個人の資料を収集し，大阪府におけるシカの管理と保護運動の経緯の整理を試みたので，その概要を報告したい。

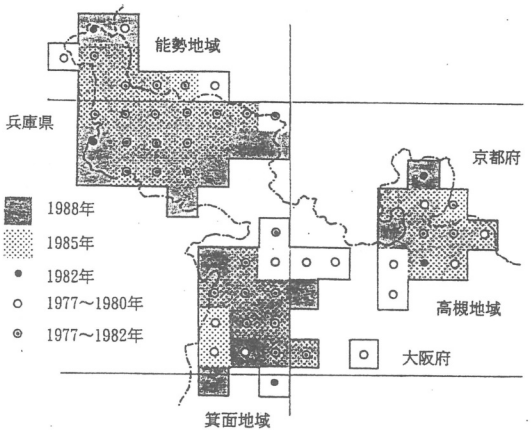


図１ ３つに分断された大阪府下のニホンジカ生息地（川道・立澤，1989 より）
各調査年の生息確認の有無を２㎞四方のメッシュで示す。

なお川道武男（大阪市大)，小河原孝生（元(財)日本野鳥の会)，鳥居敏男（環境庁自然保護局）の各氏，および諸団体各位には貴重な意見や資料を提供して頂き，KONC事務局および編集委員会の皆様にもお世話をかけた。また本報告のための資料収集はKONC 1990年度研究助成により行われた。ここに謝意を表したい。

1. 管理の経緯

まずオスジカの禁猟・解禁を経て現在に至る管理の経緯を以下にまとめる。

(1) 禁猟期間以前（1974年１月まで）

隣接する京都府や兵庫県に比べると遥かに少ないが，大阪府下でもオスジカが狩猟され続けていた[1]。狩猟統計[2]に見る捕獲実績は戦前（1925～

1942年）が年平均15頭（最大1940年；43頭），戦後（1946～1970年）が同50頭（最大1967年；186頭）と戦後が多くなっている。これはあくまで届け出数であり，密猟を含めて報告されなかった例もあろうが，およその傾向としては地元故老の方々の話とも合致する。木下（1986）は戦後の狩猟頭数増加の原因として林道，車，狩猟免許取得者増加の3点を挙げたが，実際狩猟免許取得者数の急増[3]にあわせて捕獲数も増加し，1967年には最高の186頭を記録した。（大阪府農林部，1973）

(2) 禁猟期間（1974年～1986年）

しかし1972年に70頭，翌年は48頭と捕獲数が大きく減少した（大阪府農林部，1973，他）ため，1974年に大阪府猟友会は捕獲数から推定される生息数の減少を理由に，府にオスジカ捕獲禁止を要望した（1974年度同会通常総会緊急動議に基づく）。府は同年，公聴会および大阪府自然環境保全審議会答申を経て，生息数減少を理由に府下全域でオスジカを禁猟とした。当時の公聴会資料（大阪府，未発表）を見ると，この時期既に能勢町等府下の一部では農作物の食害が起こっており，兵庫等他府県での例もあって，公聴会では食害を危惧する声が地元から出ていたことがわかる。しかしこの時点では食害対策は議論されておらず，自然保護に大きく傾いていた当時の世論に押された形で踏み切ったものと推察される。

なお上記審議会では，まず生息現状についての科学的調査を行うべきとの意見があり，府はシカ生態調査会（代表 川道武男大阪市立大学助教授）に委託して分布調査等を行うことにした。同会の調査は後に述べるように現在まで定期的に続けられ，審議会の資料ともされた。以後捕獲禁止措置は1977，1978，1980，1983の各年に公聴会を経て4回，計12年間続けられた。なお1974年当時オスジカの全面的捕獲禁止措置をとっていた都道府県は他に広島，福井，千葉の3県のみで，その後の各地でのシカ生息地域の減少や分断状況を考えると，大阪でのこの禁猟措置は先駆的な試みだったと言えよう[4]。

(3) 解禁後（1986年12月以降）

公聴会の度にシカによる食害を訴える声は高まり，特に能勢町議会は「鹿害対策に関する要望決議」（1983年7月臨時議会）を行い，「損失補償及び被害状況調査の拡充」（1983年），「捕獲禁止措置の解除」（1985年）を各々求めた陳情書を大阪府に提出している。大阪府は1985年度の委託調査（川道ほか，1986）で生息数の漸増が認められたこともあって，1986年に大阪府自然環境保全審議会へ捕獲禁止措置解除を諮問，同審議会は4点の条件をつけて同措置解除を答申（同年3月31日；同審議会，1986）した。つまり①オスジカの保護を図る地域の指定，②①の区域内での生息環境改善，③鳥獣保護員の配置・巡視強化と定期的な生息状況の把握，④農林業被害防止対策，というもので，これに対して大阪府は①銃猟禁止区域三個所の新設又は拡大，②岩塩設置及びアオキ植栽，③鳥獣保護員の微増，④防鹿網（海苔網）の確保，という対策を講じている。なお新設銃猟禁止区域は山辺（能勢町；304ha），箕面北（箕面市；380ha），高槻原（高槻市；313ha）の計約千haで期限は1996年10月末までの10年間だが，各生息地の分布中心と推測される高密度地域からはいずれも外れている。

府猟友会は解禁によるシカ個体数への影響を危惧し，また大阪府の指導や世論も考慮して，1986年度総会を経て同年11月に12条からなるシカ猟の自主管理規定（大阪府猟友会野生鹿保獲管理規定；同会，1986a，1986b）を作成した。以降同会会員はこの規定に従って抽選でメンバーを決め，数や猟日の規制の下に出猟している。また有害鳥獣駆除は食害防除を理由に1985年より毎年広域で行われている。駆除申請は地元の被害者が申請する

ことも多いが，大阪府のシカについては市町長が許可証被交付者（申請者）となっている。この際狩猟対象でないメスジカでは環境庁長官の許可が必要だが，近年の傾向で実質上の判断は都道府県知事レベルで行われている。即ち雌雄とも都道府県知事が許可権者（交付者）であり，駆除については実質市町と府とのやりとりで決定される。また捕獲[5]は通常地元猟友会に委嘱して銃で行われ，期間・場所・頭数等の規制があるものの，期間が数カ月に及んだり場所が「町内一円」と広域に指定されるなど，解禁前から次第に緩くなる傾向にあった。なお筆者らの死体回収記録（未発表）では密猟と交通事故による死亡数も毎年少なくとも駆除と同数程度ある。

2. 各団体の活動概要

大阪府下でシカの保護運動や調査に関わる団体は少なくないが，その活動内容を世に問うことはほとんどない。しかし保護や管理の方向を議論するには民間団体でも相互に目的や方法，結果を議論し，連絡を取り効率良く活動することが必要だろう。その端緒とするため各団体・機関の活動の概要を以下にまとめた。（(1)～(9)は市民団体，(10)以降は調査機関や行政機関，順不同）なお野外調査結果の考察は別稿としたい。割愛した部分も多いが不明な点は各所へお問い合わせ願いたい。

(1) 大阪の野生動物を守る会（略称 OWA；1976～1985）

大阪府における組織的なシカの保護運動は1976年に始まる同会の活動が端緒と思われる。これは箕面国定公園のサル調査を行っていた大阪教育大学ニホンザル研究グループが箕面市の出した「全群捕獲案」を機に結成した「箕面のサルを守る会」と後述の（社）大阪自然環境保全協会が母体となり結成された。設立大会には大阪府から農林部自然保護課々長も出席し，数回にわたって府と懇談の場を持つなど対行政活動を積極的に進めた。活動は箕面のニホンザル保護（捕獲反対）運動[6]と，府下の野生動物保護（禁猟）運動に二分される。後者においては，1977年2月に「第4次鳥獣保護事業計画策定に関する要望書」を府に提出し（黒沢，1977），「大阪の野生動物を守る」シンポジウムも開催している。「彼らにも生きる権利がある」というスローガンに象徴されるように，今で言う野生動物の生存権を問うことが運動理念の柱となっており，獣医師やサル研究者などが運動の中心であった。マスコミも大きく取り上げ，シカをはじめ意外に身近に生息する野生動物の存在をアピールし，市民やマスコミの関心を喚起する上で大きな役割を担ったが，それらの活動が（社）大阪自然環境保全協会で行われるようになり，自然休会後1985年10月に解散した。会としてのシカに関する調査は無かったが，メンバーは箕面山猿調査会や（社）大阪自然環境保全協会のなかで調査活動を行っていた。

(2) (財) 世界自然保護基金日本委員会近畿支部（略称 WWFJK）

WWFJ（(財) 世界自然保護基金日本委員会；旧称 (財) 世界野生生物基金日本委員会）の近畿でのサポート機関として発足。1977年には大阪府へ府下の野生動物保護を求める要望書を提出して自然保護課との会談を行い，1977～79年には「シカの声を聞く会」を（社）大阪自然環境保全協会と共催している。現在特に北摂対象の活動は行っていないが，その知名度から行政への圧力やネットワーク形成の点で貢献してきた。設立人に朝日稔兵庫医大教授を擁して研究者の協力や東京との連絡が頻繁にあり，全国規模で活動する市民団体のほとんど無い関西にあって，様々な情報の交流に役割を果たした。また WWFJ の活動の主軸は基金の

集約だが，同支部では「シカの声を聞く会」[7]等の観察会を開いたほか生息調査等を行う動きも一時あった[8]。機関誌「WWFJK」（不定期）を発行。

(3) (社) 大阪自然環境保全協会

「自然を返せ！関西市民連合（別称自然連合）」を発展・解消して発足し，「大阪自然教室」と二分した後1976年に法人化した。現在自然保護関連の運動体としては府下最大（会員約800人）。発足当初から府下の野生哺乳類を守る運動を柱の一つとし，主にフィールドサインの観察法を講習する「ナチュラリスト講座」（1976年～）および府下各地で同日に哺乳類の生息確認を行う「里山動物調査」（1983年～）を通じて，野生動物の生息状況やその生息地の現状に関心を持つ市民を増やしてきた。「シカの声を聞く会」（1977～79年）(木下，1980）はWWFJKとの共催後，ナチュラリスト講座の一環として現在も継続されている。組織化により多くの市民をシカの生息地へ案内し，シカはじめ野生動物の存在と生息環境の現状を実感する場を提供してきた実績が評価される。また「野生ジカ保護研究集会」（1986年10月）では外部のシカ研究者も招いて大阪府のシカの生息状況の分析を試みている（立澤，1986b)。更に「里山シンポジウム」（同6月，1990年10月）を開催し，1989年からは約200団体の加盟で「自然環境を考える近畿連絡会」を発足させ事務局を務めている。

運動課題は，野生動物（特にシカ）保護運動から，その生息地である里山の保全，更に市民による里山管理（重松，1988；他）へと展開している。また一貫して行政施策への発言を続け，獣類の禁猟やオスジカ禁猟措置延長，里山保全等を求める様々な要望書[9]を提出してロビイングを行ってきた。初期に発表された銃猟禁止区域・鳥獣保護区拡充の提言（酒井，1980；高田，1980）は今も示唆に富む。現在「里山調査」以外に野生動物へのアプローチは行っていないが，今後は蓄積された情報の整理・発表やそれを生かした運動面でのアドバイザリー機能が期待される。機関誌「都市と自然」（月刊）を発行。

他方，同協会会員を主体に結成された以下の3グループが，各々北摂をフィールドとしてシカ他の観察・調査を行っている。

(4) 高槻野生ジカ調査グループ

高槻市山間部で主にシカのフィールドサイン分布と生息環境の記載を精力的に行い，植生や鳥類のリスト作成も行っている（磯崎ほか，1986；他）また1986年7月には「北摂シカ生息に関する相談会」を主宰し，各団体の情報交換を行った。1991年までに年次報告「高槻のシカ」6集を発行している。

(5) 箕面ナチュラリストクラブ

主に箕面市南部をフィールドとし，シカのフィールドサインから植生や昆虫等生物相全体へと対象を広げて客観的な記載を続けている。また毎月「シカを訪ねる会」を主催して地域住民の関心を喚起している。フィールドサインの定期的記録により特に箕面公園東部でのシカの動態を把握することに務め，機関誌「NATURAL NOTE」（不定期刊）に観察結果が報告される。

(6) 日本産野生動物調査研究ぐる～ぷ

毎秋箕面市北部の青貝山近辺で鳴き声を聞く会を開き，シカの生息確認を行っている。調査は行っていないが，観察会の記録や収集情報が機関誌「野生のいぶき」（不定期刊）に報告される。

また北摂で結成された団体中，間接的だが野生シカを扱っているものに次の二つがある。

(7) 墓の谷の自然にふれあい守る会

公園用地として都市計画決定されていた箕面市粟生の通称「墓の谷」周辺の森約5haでシカや他の動物の生息が確認されたのを機に，1986年に周辺住民が森の保存と教育的利用を目的として結成した。不定期の観察会や調査会を行い，市も保存に理解を示したが，運動の象徴であった一頭のメスジカがいなくなり，以後会としての活動はほぼ休止状態となっている。地域住民対象の観察会での確認種やメスジカの動向が機関誌「墓の谷通信」（№1～6；不定期刊）に報告された。

(8) 北部丘陵の自然を守る市民連絡会

北摂山系のうち，茨木・箕面両市の北部山域に計画される大規模開発の見直しを求めて，茨木市民を中心に1991年7月に結成された諸団体の連合体。(社)大阪自然環境保全協会会員の協力で観察会も行っている。現在市の開発計画への対案作りを行っているが，対象山域を高槻市域と箕面市域のシカ個体群の交流路として評価している。

(9) かもしかの会関西

(財)日本自然保護協会の呼び掛けで1979年に結成された「カモシカ食害防除学生隊」が前身で，1980年から滋賀県でニホンカモシカの食害実態とポリネット法の防除効果を調査している。北摂のシカについては1983年から能勢町で食害実態調査（1987年迄）（同会，1983）と発情声を用いた「鳴き声調査」を行い，後者は解禁になった1986年以降，十数定点で町域の大半（約50km^2）をカバーして継続されている。

1983年に「野生動物との共存を考えるシンポジウム」を主催，1988年には団体相互の情報交換と調査法統一を図るため「北摂野生ジカ調査連絡会」を主宰して「鳴き声調査」の結果発表を行ったが，現在同連絡会は機能していない。また調査結果を元に「野生ニホンジカの保護・管理に関する要望書」（1988年12月），「野生ニホンジカの保護管理に関する質問書」（1989年12月），「能勢シカ個体群の生息動向と「北摂のシカ」保護管理に関する意見書」（1990年12月）を府農林水産部に提出，これらの回答等を通じて食害や有害鳥獣駆除に関するデータ公開や議論の拡大を目指している。また死体からのデータ収集を行い，1990年春からは有害鳥獣駆除等死体発見時のマニュアルを作成して府に提供，情報収集のシステム作りを訴えている。機関誌「かもしか通信関西版」（不定期）を発行。

(10) シカ生態調査会

府自然環境保全審議会答申（1979年）に基づいて大阪府が委託するシカの生息実態調査を実施している。保全協会等が行っていた「鳴き声を聞く会」とは別個に，オスジカの発情声の分布と目撃情報から数と分布を推定する方法を考案し，1979年から3年毎に北摂全域で実施している（川道ほか，1980，83，86，89）。調査結果から全面狩猟解禁や過開発によるシカ個体群の絶滅を警告し，野生動物の教育的利用の必要性にも言及している。また1981年には冬季の食害状況調査（川道ほか，1982），1985年には新設銃猟禁止区域予定地周辺のハビタット評価調査も行っている（川道編，1985）。あくまで調査団体だが，基本姿勢は特殊環境にある北摂のシカの，保護を基盤とした管理の推進にある。

(11) 箕面山猿調査会

国（文化庁）・府・箕面市の三者の協議で，天然記念物「箕面山の猿」の管理に関わる調査を行うため1977年10月に設立され，サル及びその生息地に関して多方面からの調査と管理を行った。これらの調査や作業は野生動物の保護管理，特に総合調査や意志決定システムの先駆例として貴重だ

ろう。シカの保護や管理には直接関与していないが，毎年刊行されてきた報告書中にはサル遊動域周辺のシカや他の哺乳類の分布に関する報告（野村ほか，1980；西村ほか，1981；木下ほか，1982,；他）もあり，シカの生息環境を考察する上で不可欠な資料が蓄積されている。なお「箕面山の猿」の管理主体はその後箕面市から大阪府へ移ったが，その際の管理計画策定作業の過程で水野（1989）が箕面公園周辺のシカの生息状況について報告している。

⑿ (社) 大阪府猟友会

運動体ではないが狩猟者と有害鳥獣駆除実行者という二側面で管理に深く関わる。1974年に府下で初めてシカ保護を求めた団体である。解禁後も自主規定に依って捕獲（数・場所）を規制しており，鳥獣保護員への就任や密猟監視など保護にも一定の役割を担っている。ただし会員外のハンターに対する指導はできず，また調整機関なので大きな強制力も持たない。なお有害鳥獣駆除は現地の猟友会会員が委嘱されて実施する。また全国組織の(社) 大日本猟友会はいわゆる管理狩猟を推進しているが[10]，会長には(社)大阪府猟友会会長が就任しており，シカの自主捕獲管理規定の各地への影響が注目される。

⒀ 森林組合

ほぼ市町単位に組織され，食害実態の報告や有害鳥獣駆除申請などの窓口にもなる。シカ生息地では能勢町，豊能町，箕面市，茨木市，高槻市の5組合があり，別に府下の連合会もある。大阪府が食害防除用に推進していた防鹿用の海苔網の設置は，多くの場合現地の森林組合で行っている。またシカ生態調査会が府の委託で行っているアンケート調査の一部取りまとめも行っているように情報集約場所としても機能している。また特にシカの生息数及び被害面積の大きい能勢町では，独自のアンケート調査（未発表）も行っている。しかし食害の被害者・当事者である各組合と，研究者や市民団体との情報交換や議論の場はまだ準備されていない。

また大阪府の機関では自然保護行政に関わる次の4機関が直接間接にシカの保護・管理に関わる。

⒁ 大阪府は1982年12月にSTEP 21（大阪府環境総合計画）を策定し，これに基づき環境行政を行っているが，その目玉の一つが「緑の環境整備室」である。同室は1984年に鳥獣保護係を含む自然保護課と森林育成課を統合して設置され，その中で主に森林保全係が有害鳥獣駆除関係をはじめ鳥獣行政業務を担当している[11]。シカ管理については，後述のように府自然環境保全審議会答申を受けて分布と数の調査を定期的に行っていることが評価される。しかし開始当初こそ先駆的であったが，その後予算規模も相対的に縮小し，また調査結果や数の増減以外の検討，解禁と食害発生量の関係，銃猟禁止区域設定の効果測定など，本来行われるべき多くの課題が未着手の状態にあり，標本の収集や分析を行うこともない[12]。また市民参加やデータ公表にも未だ消極的である[13]。

⒂ 自然保護事務所

緑の環境整備室の出先機関で北摂には豊能自然保護事務所（池田市）と北大阪自然保護事務所（茨木市）がある。「自然保護」の名称は旧自然保護課の名残で，業務内容はほぼ他県の農林事務所にあたる。傷病野生鳥獣の保護や取り扱いの多くは本事務所が窓口になり，救護施設への受渡しや回復時には希に放鳥獣も行われる。シカの有害鳥獣駆除個体については，性別・体長・推定年齢の他に同室の指示で1989年度からようやく体重が記録されるようになった。また1990年に少なくと

も3件，1991年に同じく3件あったシカ死体発見情報のうち，豊能町で発見された各1体（計2体）は，町と豊能自然保護事務所，府森林保全係の相互連絡により筆者らへ提供され，標本化された。しかし，同事務所で標本化や計測，研究者への連絡の作業を定常業務とする事は，規定が無く専門家もいないという理由でいまだ受け入れられていない。当面は市民団体や研究者との協力体制が強化され，情報が蓄積されることが望まれる。野生動物保護の現場で公的に対応できるのは同事務所しかないという認識を内部・外部ともに高める必要があろう。

⑯　大阪府環境保健部環境局環境政策課

1987年11月に衛生部と生活環境部が統合されて環境保健部となり，その中に環境局が設置された。特に環境政策課（元公害対策課）では農林関係や教育関係の部局との調整を図って統合的な環境保全戦略を推進することが期待される。同課を中心に1989年3月に作成された「大阪府環境教育基本方針検討委員会報告」（同局，1989）は森林の重要性や野生動物の観察を通した環境学習を提言している。しかし現状では同課をはじめ全体としてかつての保健・公害行政の枠を出ていない。ちなみに同局の編集・発行になる「大阪府環境白書」（大阪府，1988，他）もやはり公害白書の感が強く，同局での野生生物の位置付けの低さを示すように鳥獣行政に関する下りはほとんど無い[14]。

⑰　救護施設および鳥獣保護センター

大阪府では府下の獣医師及び飼育機関に野生動物保護時の治療や一時的飼育を委嘱しており，またこれに準ずる機関もある。日本生物教材センター（茨木市）や㈱ネイチャーランド（能勢町）などがそれで，救護と情報収集の機能が期待される。しかし現状では府の予算も少なく，専用設備もないため，効果的な救護や継続的な情報収集は期待できない。また府から野鳥救護施設に指定された小学校に野生哺乳類が保護される場合もまれにあるが，その場合の処置マニュアルも過去の記録も府・学校共はほとんど無い。また環境庁が設置を通達している鳥獣保護センターについても実現の見込みはない[15]。

⑱　その他

関西自然保護機構は1988年6月に「シカと人と植物」と題したシンポジウムを開催し，川道（1989）が北摂のシカの生息状況を，木下（1989）が箕面野生鹿連続殺傷事件を報告している。他にTKK（高槻公害問題研究会），能勢の自然と文化財を守る会，能勢の自然と文化を知る会，豊中生物同好会，茨木自然保護研究会等の地域団体も，シカは直接扱わないが，北摂各地での植生等の観察や調査の結果を機関誌等に発表している。また日本動物植物専門学院京都校の学生や卒業生は諸団体に参加したり観察会を運営し，一部は高槻市北部においてシカを含む中大型哺乳類の生息情報を定期的に収集するなど（未発表）研究や運動の裾野拡大に寄与している。

3.　北摂におけるシカ保護運動の特徴と課題

⑴　運動の特徴

以上の諸活動をふまえ，大阪府のシカ保護運動の経緯を特徴づけてみたい。

①　1970年代（狩猟反対運動）

野生生物保護には大別して，狩猟等直接的行為の制限と，生息地の保全という二つのアプローチがあろう。初期（1970年代）には，OWA，WWFJK，㈳大阪自然環境保全協会の3者が活発に活動したが，そのいずれも特に禁猟要求に重点が置かれ，また対象は（哺乳）動物全般であった。

但しOWAとWWFJKが一貫して野生動物

（特に哺乳類）の保護を直接的に唱ったのに対し，㈳大阪自然環境保全協会は半ばより‘野生動物の棲める自然環境の保全’という視点を設定し，生息地保全運動の展開の可能性を有していた。だがこの時期具体的な戦略はまだ提出されず，対象運動も種の羅列ではあっても（生態）系としての扱いはほとんどされていなかった。これは生態学分野の知見がまだ一般に浸透しておらず，各種のnicheや生息環境の具体的な理解が得られなかったことに原因があろう。その結果として行為が目に見え易い狩猟への反対運動として展開されてきたと理解される。

② 1980年代前半（シカ解禁反対運動）

シカは運動対象の一部ではあったが，大都市周辺に残存する大型獣という貴重性に加えて，狩猟解禁という施策変化への対応（反対運動）という緊急性があったため，すぐに保護運動の気運が高まり，諸団体は動物相の保全を唱いつつこの特定種の保護問題に対応してゆく。

また理念的には先の㈳大阪自然環境保全協会の視点が「里山保全キャンペーン」として全面に押し出され，‘環境保全としての野生動物保護’が強調されてくる。つまり落葉広葉樹主体のいわゆる雑木林を残すことが，生活環境としても動物の生息環境としても好ましい，というものであり，公害反対運動に代表される生活環境の保全運動と野生動物保護を同じ土台に乗せた点で評価される。しかしシカの保護と（哺乳）動物相や自然環境の保全が結びつくような具体的な戦略はまだ提出されなかった。

つまり（スローガンとしては）大阪の自然環境の象徴として位置付けられていたものの，実際には1970年代の禁猟要求運動の対象がシカに特定化し，地元中心に高まってきた解禁要求の動きへの反対運動（counter action）としての性格を強く帯びることになった。またこの過程で，OWAの動きのうち野生動物全般に関するものと，WWF JKの北摂のシカに関わる活動は㈳大阪自然環境保全協会に吸収される形となる。

この時期，優美なイメージに珍しさも手伝ってシカは市民やマスコミの衆目を集め，更にフィールドサインが発見・観察し易く観察会等の材料にも用い易いというメリットもあった。つまり材料として優れており，特に自然観察会の興隆期に重なったためにその方面でよく扱われた。神奈川に次いで始まった[16]「鳴き声を聞く会」はその象徴だろう。しかし，解禁の唯一の原因である食害の実態やシカそのものの生息状況はテーマとされず，当事者と都市住民との溝を埋める試みとはならなかった。

③ 1980年代後半（科学的調査指向の一般化）

一方で林業とシカという当事者に直接アプローチする試みが起こった。かもしかの会関西の食害実態・防除調査と鳴き声調査がそれで，前者では植林地における食害の発生傾向と防除の可能性にある程度の知見が得られた（同会，1983）が政策面へのアプローチ（行政への対案提示）が弱く，また後者では分布が開発に伴って分断され変動する年次変化が示唆される（同会，未発表）ものの，方法論や調査精度の議論がまだ不足している。

またフィールドサイン中心の観察会（特に㈳大阪自然環境保全協会のナチュラリスト講座）の参加者が中心となって各地で観察会が持たれ，調査自体を目的の一つとする新たなグループが生まれてきた。その例である箕面ナチュラリストクラブ（シカを訪ねる会）や高槻野生ジカ調査グループの活動は，過去の観察会（里山動物調査等）より調査密度や専門性を高め，具体的・客観的な情報を蓄積すると共に，地元に密着して市民参加の機会も提供している。かもしかの会関西（鳴き声調査）の活動も基本的に同様の立場に立つ。

但しこれら相互の連絡による広域の動態把握や，

それを踏まえての公的発言や行政への働きかけはまだほとんど行われていない。つまりシカ調査のグループが生まれて情報を蓄積してきたものの，それらを生かした保護運動は生まれなかった。

④　1990年代（開発とネットワーキングの競争）

1986年のオスジカ解禁以降，複数の調査活動こそ継続され，多少の交流の動きや対行政活動があったものの，保護に結びついてきたとは言い難い状況にあった。しかし近年「里山」をキーワードの一つとして各所でネットワーキングの動きが起こっている。(社)大阪自然環境保全協会の里山動物調査は，同協会のフィールドサイン観察のノウハウと各団体間のネットワークが結びついた先駆事例であり，市民が身近な自然を（哺乳類）相として，またその生息地であり人間の歴史的産物である里山として見直す契機となっている。また先に述べた調査指向の各団体間の情報交換や，行政と団体との提携[16]もようやく始まっている。しかし全般にまだ試行段階であり，相互の議論や計画性もなく，成果が期待できる段階ではない。

⑵　今後の課題

以上から，今後の運動の課題として次の５点を挙げたい。

①　行政区画内の運動からの脱却

これまで多くの自然保護運動が対行政活動を主として行政区画単位に行われており，シカ保護運動もまた大阪府や各市町を相手とし，各地域内で行われてきた。しかし能勢及び高槻のシカ個体群は，現状では府内より京都府（亀岡市・京都市）や兵庫県（篠山町・猪名川町）との交流を密としている。（箕面は既に孤立）よってそれらの地域を含む形で調査や保護の対象として然るべきである。この点，野生動物保護運動が従来の市民運動に馴染みにくい部分であり，また府境部等の山域を統一的に管理する主体がなく，個々の地方行政（又は国）を相手にせざるを得ない，という問題をも示している。

②　相互連絡体制の整備

これまで関西では運動体間の無用な反目もあり，横のつながりに欠けるという反省があった。かつては「自然を返せ！関西市民連合」が，現在では(社)大阪自然環境保全協会を中心とする「自然環境を考える近畿連絡会」が，関西でのネットワーク形成を目指しているが，反目を乗り越えるには至っていない。その中で野生動物，特に野生哺乳類については更に扱う団体や個人が少なく，ネットワーク形成以前に議論さえ行い難い状況にある。自然保護団体に強い組織力や経済力が望めず，個人間の情報交換で終わっているために，活動のレベルアップや共同（調査手法の統一等）が図られず，全体として活動・発言の低調化に輪を掛けている。

一方，対象（シカ・野生動物）でなくフィールド（北摂）を同じくする団体の協調も今後益々必要となろう。植物や文化財，街作りといった対象を異にする団体が一つのフィールドで活動し連絡を取り合うことは，運動の総合化・シンクタンク化につながり，高次の地域計画等への対応を可能とする。現在の運動の実態は中心人物が同一だったり，旧来の街と新興住宅地との疎遠関係が運動に反映されたりと運動論以前の問題を多くはらむが，北摂の野生動物にとって最も切迫した問題である大型開発に対し，対案を提示してゆくにはこの形の連絡が早急に必要である。

③　当事者との対話・交流

当事者である地元の人々，特に農林業者や森林組合との対話・協調に欠けていた。現地に出向いてもそれはあくまで観察会もしくは視察でしかなく，当事者の立場を理解するものではなかった。その結果，保護の根拠は様々（多様性維持，生命愛護，市民財産保護，等）あっても，都市と農山村の利害の対立図式から抜け出すものではなかっ

た。これは先述のように運動が主に対行政活動を主軸としてきたことが一因で，情報がマスコミや一部の窓口のみを通じて流れることで互いに多くの誤解も生じている。運動が客観的なものとなり，より多くの支持を得るためにも特に地元農林家や森林組合との直接対話を通じてこれまでのギャップを埋める作業が必要である。

これまでの多くの野生動物保護運動が都市において展開され，当事者であり多くの場合社会的に弱い立場にある当事者（例えば食害被害者と野生動物）にアプローチしてこなかった。「都市住民のみの運動」「都市住民の利益主張」は野生動物保護運動においては限界にきており，地元での展開，または実際の調査に基づく発言が必要とされている。また本来基本的に保護の立場に立つはずの狩猟者団体との対話もないがしろにしてきたがこの点も改めらるべきだろう。

④　研究者との交流・研究の育成

運動体には一部に研究者（特に大学研究者）不信の空気があり，これはいまだに払拭されていない。無根拠ではないのだが，過剰なそれが心ある研究者の参加，ひいては運動の進展を阻む結果にもなっている。他方一部研究者にも（行政同様の）市民運動アレルギーがあるように思える。具体的な対案を出して行くときに専門家の協力は不可欠であるし，それは研究者の責任でもある。関西では野生哺乳類の保護について発言する研究者は過去多く，むしろ運動側がそれを取り込む姿勢に欠けていたと言わざるを得ない。研究と運動相方に理解のある運動者と研究者が育って初めてこの問題が解決されるが，当面は運動がより客観的科学的視点を持つことで研究者との交流を増し，更には運動が研究者や良い研究を育ててゆくことも必要だろう。自然保護団体が職業研究者を抱えることなどまだ先の話としても，自らが研究（者）を育ててゆく意識がなければいつまでもアレルゲンであり続けるだろう。

⑤　主流化する観察会の位置付け

自然保護運動は社会の自然観とそれに基づくシステムを問う一方で，近年高まってきた市民自身がライフスタイルを問う運動でもある。社会システムと個人のライフスタイルという両極だが相関する二焦点のいずれを重視するかは団体や運動により異なり，それは野生動物保護運動においても同様である。

近年後者を担う手法として観察会活動が盛んになった反面，前者の動きが非常に低調化しており，野生動物を扱ってきた諸団体による法制度や行政システムに関する公的発言はほとんど見られない。むろん焦点の違いから反目することは無意味であり，観察会活動の拡大は運動の裾野を広げることになるが，一方で各観察会の目的（自然への関心を喚起するもの，保護運動を前提としたものなど）を設定し，どこかで社会システムのアプローチを行わねば，単なるサービス業化する恐れもある。現在台頭してきている企業ベースの観察会商法に飲み込まれて元手＝運動の担い手を失うことにもなりかねず，各団体で観察会の位置付けに関する議論を望みたい。

⑥　里山概念による再構成

近年「里山」という（曖昧な，又は包括的な）概念が一般化してきたことにより，生物相や生息環境といったものが市民に把握され易くなり，空間的，相互関係的な視点を運動に生かせる段階に至ったと思われる。この概念は，単なる生物の数や種類の多寡に留まらず，人と自然との関係に歴史的視点を提供した意味で非常に重要であり，運動の論理装置として大きな役割を果たそうとしている。具体的には，例えばシカについて，生息を確認するだけに留まらず，行動圏や食性を明らかにして地域自然の中での位置を知ると共に，先人の（北摂での）森林管理の経緯や食害対策などを

ポイントに人との歴史的な関わりを描くことで，地域の一員としての認識を深めることが期待される。またそれは環境教育的アプローチによって補強・再生産される。

このような契機と各団体や研究者の調査結果がリンクし，更に体系的な調査が計画され，ルーティン化による集団・広域の調査が行われることで，より多くの生息情報が得られ，更に市民の関心も喚起されることだろう。そうして里山の運動・概念がシカや他の野生動物の調査・研究を取り込む形で体系化し，より広範なベースを元に野生動物保護運動が再構成されることが望ましいのではなかろうか。もちろん現在里山の定義やその保全の論理的根拠が確立しているわけではないので，「里山ブーム」で終わらぬように今後議論は密にせねばならず，また里山（buffer zone）は奥山（core area）の存在を前提にしていることも忘れてはならないだろう。

今後，様々なネットワーキングとそれによるシンクタンク化，対案提出とそれに対する当事者や研究者を含む世論からの支持取り付け，という一連の動きができるかどうか，その上で過度の開発（計画）との残り少ない‘パイ取り合戦’に理念，データ，運動の各面で太刀打ちできるかが試されることになろう。

おわりに

大阪北摂のシカ保護運動の経緯と現状の整理を試みた。この運動は府下で数少ない野生動物保護運動の例であり，全国的にも比較的早期から展開されたが，これまで資料の蓄積はおろか問題整理さえ行われてこなかった。また過去の運動形態を継承して行政区画にとらわれた活動に終始して方向を見失い，客観的調査の実施やそのデータを援用した対案作りの能力にも欠けるなど，いくつもの問題点，特に科学的・客観的根拠の不十分さを露呈している。

その間に都市と山村との交流や対話は減って断絶を深め，行政や一部マスコミが対立図式で捉えることで反目さえ生んだ。そうするうちに山村と野生動物双方の存立基盤である山野そのものが府下から消失しようとしており，早急に運動の再構成が必要となっている。

今後更に調査データや行政施策や個体群管理上の問題点等の整理・検討が必要だろう。これらは別稿としたい。また各団体の活動内容には筆者の誤解や偏見もあろうが，その点を指摘，補完して議論に参加していただければ幸いである。

注

1）メスジカは1947年から全国的に禁猟。

2）猟果報告をまとめた狩猟統計は狩猟鳥獣の生息動態を知る基礎資料として利用されるが，銃猟においてグループ猟が主となる大型哺乳類では同一グループのメンバーによる重複届け出があれば過大に評価され，誤射等の場合には報告されにくいなど，必ずしも実態を反映しない。密猟や交通事故の場合は当然数に上らない。

3）大阪府の狩猟免許取得者は戦前の最高が1925年の3,788人で他は2,000人前後だった。しかし戦後は特需ブームの起こる1955年頃から増加し，1961年には5,000人を超えて近年は7,000人前後を推移して暫減傾向にある。

4）部分的（地域または手段に制限を設けての）禁猟は北海道，岩手，長野，愛知，三重，島根，山口，香川，長崎，鹿児島の10道県が行っていた。

5）駆除には「捕獲」という語も用いられるが，ほとんどの場合銃砲による「射殺」である。農林産物の食害に対する駆除は趣旨から言えば被害地に加害者（シカ）が出没しなければよく，威嚇だけで効果がみられる場合もある。大阪府

発行の捕獲許可証等交付明細書にも「駆除活動は威嚇による追い払いを旨とし，銃砲による捕獲は可能な限り避けること。」とある。

6）「天然記念物箕面ニホンザル生息地の野生ニホンザルの保護に関する要望書」（1977年1月）を提出している。箕面のサルは1954年に餌付けが成功して1956年には国天然記念物に指定されたが，1957年から捕獲が行われており，管理者の箕面市は過去数度天然記念物解除を検討している。なお大阪教育大学ニホンザル研究グループの母体である同大学生物学研究会は既に60年代後半から箕面山のニホンザルの分布調査を始め，1971年には同グループとともに箕面市の捕獲案に対して署名やビラまき，アンケート調査など保護・管理問題に関する活動を精力的に行って貴重な資料を残している。また遡ると，活動は続かなかったが1957年には，サルを含む箕面河谷の動植物の保護を目的として箕面谷自然保存会が設立されていた（牧野ほか，1977）。これらの流れを見ても，府下の野生動物保護運動の源流は箕面のサルを主とする保護調査運動にあるといえよう。

7）シカの鳴き声を聞く会は，丹沢自然保護協会が日本で最も早くから神奈川県丹沢山地において行っている。これは保護対策を行わない県への抗議として1984年に中止された以外，1959年以降現在まで継続されており，一時分布域や個体数の推定も試みられた（柴田敏隆氏，私信）。

8）現在調査活動は行っていないが，当時の会員の一部は「野生生物協議会」を組織してロビイング等様々な運動を行っている。

9）「オスジカの捕獲禁止期間延長とキツネ・タヌキ・アナグマ・テンの捕獲禁止措置を求める要望書」（1977年8月），「府下全面禁猟と野生動物保護を求める要望書」（1980年），「箕面市白島地区における「野生ジカ」大量死に関する要望書」（1985年1月），「箕面市白島地区における「野生ジカ」殺傷に関する要望書」（同2月），「里山の保全と野生動物の保護のための要望書」（同3月），「野生鳥獣の密猟等取締強化に関する要望書」（同12月），「野生鹿対策についての自然環境保全審議会鳥獣保護部会の答申に対する緊急声明」（1986年3月），「大阪の野生ニホンジカ保護に関する要望書」（解禁反対署名；同11月）等。

10）例えば大日本猟友会（1985）には「今後の狩猟は，最近の自然保護の時代的要請を受けて，ただ自然にふえたものを獲ることからふやして獲る狩猟に変わり，また近代的な鳥獣管理は…鳥獣保護の概念から狩猟が逸脱しないようにしている…」とある（「はじめに」より）。また米沢（1986）は全国に配布される同会会報において自主管理規定の制定を報告しており，同会総会においても同規定の概要が報告されていると聞く。

11）この機構改革は鳥獣保護を専門に扱う部署がなくなった点で明らかに制度の後退であり，「花と緑の博覧会」を契機に山林と野生生物から街の緑へと業務の比重が転換したとの見方もある。

12）例えば保護後放獣時のタグや発信機の装着，死体発見時の詳細な計測や標本採取が行われることで，分布以外に個体群の現状を知るパラメーターが得られる。

13）かもしかの会関西では1982年に大阪府農林部自然保護課（当時）との会談の席でシカ食害防除作業のボランティア労力提供を申し込んだが，防鹿網で十分防げることを理由に断られている。

14）大阪府環境白書は大阪府公害防止条例に基づき定例府議会に提出される「公害に関する年次報告」を取りまとめたものであり，1988年版から環境局が編集している。例えば1988年版（大

阪府，1988）の本文全434頁中鳥獣行政に直接触れた下りは3行のみである。

15）岩手県や神奈川県他では既に実現し，東京都等でも計画されている。大阪府でも1991年度の自然環境保全審議会答申には大阪府立大学での設置が唱われているが，スタッフや設備等の実効面を考えると課題が多い。

16）かもしかの会関西は大阪府農林部緑の環境整備室とシカの死体の研究利用に関して，また㈳大阪自然環境保全協会は（シカに直接関らないが）府民の森での観察会運営において，各々協力関係にある。

文　　献

哺乳類分布調査科研グループ．1979．カモシカ・シカ・ヒグマ・ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシの全国的生息分布ならびに被害分布．生物科学，31(2)：96－112.

磯崎忠造・大石　巌・尾方義雄．1989．高槻のシカ第5集．7 pp.

かもしかの会関西．1983．造林地におけるシカ被害の発生傾向について．23pp.

環境庁．1979．第2回自然環境保全基礎調査動物分布調査報告書（哺乳類）全国版.

川道武男（編）．1985．野生鹿捕獲禁止区域設定調査報告書．112pp．大阪府農林部緑の環境整備室.

————．1989．ニホンジカをとりまく自然と人間．関西自然保護機構会報，11(1)：23－28.

————・南　正人．1980．大阪府下のニホンジカの数と分布．30pp．シカ生態調査会.

————・————・米田重玄．1982．大阪府下のシカの冬の生態とヒノキ幼齢樹の食害．30pp．シカ生態調査会.

————・鈴木久代・大谷　剛．1983．大阪府下のニホンジカの数と分布（1982年）．36pp．シカ生態調査会.

————・立澤史郎・古本　大．1986．大阪府下のニホンジカの数と分布（1985年）．36pp．シカ生態調査会.

————・————．1989．大阪府のニホンジカの数と分布（1988年）．シカ生態調査会.

木下陸男．1980．シカの声を聞きなす．都市と自然，(46)：6－9.

————．1986．狩猟統計にみる大阪のシカ．「野生鹿の慟哭」，17－18．㈳大阪自然環境保全協会.

————．1989．人とシカが共存できる環境づくりを！．関西自然保護機構会報，11(1)41－44.

————・栗谷　至・西尾孝之・国津賢三・伊藤真理子・広岡玲子．1982．箕面山サル生息域におけるホ乳動物の分布と生息状況．箕面山猿調査報告書（昭和56年度），83－113．箕面市教育委員会.

北元敏夫・池田裕計．1989．ジャラ畑谷で野生シカがアオキを食害．Nature Study，35(4)：

黒沢孝生．1977．大阪からシカの姿が消える？．都市と自然，(18)：5－6.

牧野修司・澤田正之・阿野裕美．1977．餌づけられたサルたちは今……．都市と自然，(9)：2－6.

水野寿彦．1989．ニホンジカ（Cervus nippon）．名勝箕面山保存管理計画，87－96．大阪府教育委員会.

西村順吉・西尾孝之・木下陸男・林　綾子・栗谷至．1981．箕面山サル生息地域のホ乳動物とノイヌの分布（予報）．箕面山猿調査報告書（昭和55年度），99－120．箕面市教育委員会.

野村吉行・澤田正之・牧野修司．1980．ニホンザルを中心としたホ乳類の広域分布．箕面山猿調査報告書（昭和54年度），109－132．箕面市教育委員会.

布谷知夫．1983．北摂山地の気候と植生．北摂の

自然，3－5．大阪市立自然史博物館．
――――．1988．昭和63年版大阪府環境白書．704pp．大阪府環境保健部環境局．大阪府環境教育基本方針検討委員会報告．56pp．
大阪府農林部．1973．大阪の鳥獣資料．
大阪府猟友会．1986a．野生鹿捕獲管理規定．7pp．
――――．1986b．鹿の捕獲自主管理について．猟友おおさか，(19)：14－16．
大阪府自然環境保全審議会．1986．野生鹿対策の今後のあり方について（答申）．2pp．
酒井　健．1980．提言－大阪府下全域を銃猟禁止区域に！．関西自然保護機構会報，3(2)：23－30．
重松敏則．1988．レクリエーションを目的とする里山の生態的管理手法と教育・市民参加による管理システムの展望．森林文化研究，9(1)：75－91．
高田直俊．1980．狩猟地図の見直しと提言．都市と自然，(46)：4－5．
立澤史郎．1986a．里山のシカの生態．都市と自然，(124)：5－7．
――――．1986b．野生ジカ保護研究集会．都市と自然，(129)：4－5．
米沢孝夫．1986．野生鹿捕獲管理規定の制定について．大日本猟友会会報，(12)：16．